

くぼの
窪野地区 活性化計画

愛媛県
愛媛県松山市

平成24年4月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	窪野地区活性化計画	都道府県名	愛媛県	市町村名	松山市	地区名	窪野地区	計画期間	平成24年度～平成27年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	-----	------	------	---------------

目 標：

本事業の実施により、営農条件（大型機械の導入・水利条件）が整備され、農業の効率化や生産性の向上が改善されることで、担い手が定着できる農業経営を確立し、担い手の増加及び担い手となりうる農業後継者の育成を目標に掲げ定住の促進を図るものとする。
（計画区域内の認定農業者数 2人（平成23年度）→ 3人（平成27年度）に増加させる事を目標とする。）

目標設定の考え方

地区の概要：

本地区は松山市南部に位置し、中山間地の傾斜地に展開する山村振興法に指定された地域である。地区内においては、一級河川の御坂川とその支流にある窪野前川・窪野裏川が流れ、その河川に沿って狭小な平地が形成されている。また、河川以外にも13個のため池が存在する等、水利条件を生かした棚田状の水田地帯が広がっている。
本地区の農業は、水稲と野菜の複合経営が営まれており、松山市中心部から20km圏内であるため鮮度の高い農産物の提供や、輸送にかかるコストの軽減が図られるなど地理的優位性を生かした都市近郊型農業が展開され、持続的に経営できる生産環境の整備を行い、地域に根ざした農業の振興を図っている。

現状と課題

本地区の水田地帯は、平成5年～平成11年に県営ほ場整備による基盤整備が実施された地区であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足により、耕地利用率の低下や耕作放棄地の増大が懸念されている。しかしながら、未整備地区のほ場は、狭小かつ不整形で、道水路が整備されていないため、作業効率が悪く、規模拡大や低コスト経営が図りにくい状態にある。
そこで、農業従事者が意欲的に農業経営を営むためには、未整備地区に基盤整備を導入し、農業経営の効率化を図り、新たに維持管理体制を構築することで、本地区の農業振興を図っていく必要がある。

今後の展開方向等

- ①本事業の基盤整備により、大型機械の導入や水利条件を改善することによる、農業生産性の向上と農業の効率化
- ②営農体系の変更における、農業従事者の所得の安定
- ③担い手農家の育成支援（2人→3人）及び担い手を中心とした農地の流動化及び集積への誘導や、地域住民を含めた農業施設の維持管理体制の見直しによる、地域農業の振興及び活性化

これらの施策を展開することにより認定農業者の増加を図り、農業の持続的発展により定住の促進を図るものとする。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
松山市	丹波地区	基盤整備(区画整理)	松山市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

窪野地区(愛媛県松山市)	区域面積	1181ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係： 当該区域の面積1181haのうち農林地面積は 913haで 77%を占め、就業人口のうち約28%が農林業従事者となり、当該計画区域においては農林業が計画区域の重要な産業である。		
②法第3条第2号関係： 農家数はほぼ横ばい（H20：105戸→H23：101戸）だが、農業従事者の高齢化傾向は深刻で、農林業センサス2010によれば、地区の農業従事者数185人に対して65歳以上が93人（高齢化率 50.3%）を占め、活性化のためには、定住促進を図ることが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係： 計画区域は、市街地を形成している地域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	種別	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針	該当無し	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法	該当無し	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	該当無し	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準	該当無し	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法	該当無し	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件	該当無し	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項	該当無し	

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了年度の翌年度（平成28年度）の9月までに、愛媛県農地整備課及び松山市農林土木課において、活性化計画の目標である平成27年度末における認定農業者の増加を松山市農林水産課認定農業者資料により確認し、第三者（坂本公民館長 予定）による評価により検証する。

農山漁村活性化対策整備交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん	平成24年度～平成27年度
愛媛県(代表)	
まつ やまし	
松山市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
松山市農林土木課	089-948-6883	089-934-1808	nourindoboku@city.matsuyama.ehime.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (丹波地区)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	7.4ha	計画区域内における農業用排水施設等の機能の確保(ha) =計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) = 7.4ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は、一級河川御坂川とその支流窪野前川・窪野裏川沿いの傾斜地帯であり、水田と野菜の複合経営が営まれている。地区のほ場は、狭小かつ不整形で、道水路が整備されていないため、作業効率が悪く規模拡大や低コスト経営が困難な状況となっている。そのため本事業を行うことにより、農業経営の効率化を図り、新たな維持管理体制を構築することによって、担い手農家を育成し農業従事者の所得の安定化を図ることにより、地域の活性化が期待される。 よって、農業用排水施設等の整備保全により条件整備され機能が確保された農地の面積を数値目標として設定する。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
区画整理	丹波地区	区画整理	A=7.4ha	H24～H27	松山市	210,000	115,500	55%	115,500	本地区のほ場は、狭小かつ不整形で、農道及び用排水路が整備されていないため、農業の効率化が図れず多大な労力を必要とし、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農地の維持管理が困難な状況となっている。そこで、区画整理を行うことにより、農業用排水施設等の機能が確保され、農業生産性の向上や維持管理労力軽減を図り、担い手農家への農地集約を促進することから、認定農家数の増加を目標として農業従事者の定住化を図る。
合 計						210,000	115,500		115,500	

Ⅲ 農山漁村活性化対策整備年度別事業実施計画

事業別内容	計画の提出年度	新規・変更の別 新規:1 変更:2	都道府県名	都道府県コード (地方公共団体 コード番号(総務省))	計画主体名	計画主体コード (地方公共団体 コード番号(総務省))	計画番号	整理コード	市町村名	地区名	地域指定状況										計画期間 最終年度	事業活用活性化 計画目標		全体計画															
											山村	過疎	特農	半島	離島	豪雪	急傾斜地	沖縄	奄美	目標番号		増減率等	事業メニュー番号	事業メニュー名	要件類別番号	事業内容及び量	実施期間	事業実施主体	全体事業費A	交付金額 (千円未満は切り捨て)									
																						5	区画整理	6	区画整理 A=7.4ha	H24~H27	松山市	210,000,000	115,500,000										
内訳	H24		愛媛県	380008	愛媛県松山市	380008	2	1	松山市	丹波	1																												
								2																															
								3																															
								4																															
								5																															
								6																															
								7																															
								8																															
								9																															
								10																															
								11																															
								12																															
								13																															
								14																															
合計(F)								999																															
事業活用活性化計画目標等	H24		愛媛県	380008	愛媛県松山市	380008	2	1001																															
								1002																															
								1003																															
								1004																															
								1005																															
								1006																															
①事業費計(=F)	H24		愛媛県	380008	愛媛県松山市	380008	2	2001																															
創意工夫発揮事業								2002																															
附帯事業								2003																															
②市町村等附帯事務費	0.40%	H24	愛媛県	380008	愛媛県松山市	380008	2	2004																														840,000	420,000
③都道府県附帯事務費	1.70%	H24	愛媛県	380008	愛媛県松山市	380008	2	2005																														3,570,000	1,785,000
総合計(①+②+③)								2006																													214,410,000	117,705,000	

(参考様式2)

農山漁村活性化対策整備事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県松山市		
計画期間 実施期間	平成24年度～平成27年度 平成24年度～平成27年度	総事業費（交付金）	210,000千円（115,500千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農林漁業を振興させる生産基盤の整備であり、これによる定住等の促進を図り農山村の活性化を目指していることから、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第5次総合計画（松山市 平成14年2月制定）と農村振興基本計画（松山市 平成23年3月制定）との整合が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	関係土地改良区や地元代表者等に事業概要を説明し、合意形成されている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	地元説明により女性の意見を聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	○	丹波地区ほ場整備推進委員会を設置し、推進体制は整っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	労働条件の改善、優良農地を確保する生産基盤の整備を実施することにより、認定農業者数を増やすことで定住の促進を図ることから整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	事業内容は区画整理であり、関係者の耕作期間や換地計画などの調整を加味し、計画期間4年、実施期間4年としており、ともに適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×国費率）の範囲内か	○	交付金要望額 = 115,500千円 交付限度額 = 事業費 210,000千円 × 交付額算定交付率 55% = 115,500千円であり、範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（以下「交付要綱」という。）別紙35に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則により、整地工100年、農道（路盤・路床）40年、農道（砂利敷）15年、コンクリート水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果分析の基準（土地改良事業経済効果算定方法）に基づき算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果は1.22である。
事業内容、事業実施主体等については交付要綱別紙34及び35に定める要件等を満たしているか	○	要件類別6の事業主体（市）と、事業メニュー⑤区画整理の事業内容の要件を満たしている。（受益面積7.4ha \geq 5ha、農業用排水施設等の整備・保全が見込まれる。）
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	松山市が施工し、関係土地改良区及び各集落において維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	

施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する状況の聞き取りなどを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	現場条件を踏まえ構造物の経済比較（用・排水路）を行う等、経済性を考慮した計画としている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	附帯施設を交付の対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	備品を交付の対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	換地計画に基づき配置するため問題はない。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、交付要綱別紙35に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1年を通して運営される施設であるか	—	

6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	松山市において、起債計画に関して十分な検討・調整を行っている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札を基本としている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	事業完了後は、関係土地改良区及び各集落において適正に管理を行う。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。